

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

計画主体名	計画期間
ほっかいどうたいきちょう 北海道大樹町	平成25年度～平成27年度

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
北海道大樹町農業委員会事務局	01558-6-2110	01558-6-2495	taikicho-nogyo_iinkai@town.taiki.hokkaido.jp

【記入要領】

計画主体名

・市町村名にはふりがなをふること

計画期間

・共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記載する。

連絡先

・計画期間は活性化計画の計画期間を記入すること。

メールアドレス

・共同計画の場合は行を追加し、全ての計画主体の連絡先を記入すること。

・当該交付金に係る連絡に利用できるメールアドレスを記入すること。

I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標		増加率等	増加率等の算出
定住等の促進に資する農用地の集団化		40%	計画区域における農地の集団化率(%) $(\text{計画期間前の事業実施地区の団地数} - \text{計画期間終了時の団地数}) \div (\text{計画期間前の事業実施地区の団地数} - \text{地区内の耕作者数}) \times 100$ 40 %
事業活用活性化計画目標の設定根拠 地域の担い手に集団化することにより、肥培管理、収穫作業が効率的に行え、作業効率、生産性の向上が図られ、地域農業における活性化が期待される。			
事業活用活性化計画目標		増加率等	増加率等の算出
事業活用活性化計画目標の設定根拠			

【記入要領】

事業活用活性化計画目標

- ・必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
- ・事業活用活性化計画目標の項目は農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の別紙に掲げる項目から選択するものとする。
- ・事業活用活性化計画目標の記載にあたっては「事業活用活性化計画目標の設定について」により記入すること。

II 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と交付対象事業の関連性

事業メニュー名	地区名	事業内容	事業規模等	実施期間	事業実施主体	全体事業費 (千円)	交付金要望額 (千円)	交付額 算定交付率	交付限度額 (千円)	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性
農用地等集団化	大樹町芽武地区	交換分合 (基本型)	交換分合 A=500ha	平成25年度～ 平成27年度	大樹町 農業委員会	14,875	8,181	55/100	8,181	目標として掲げる定住等の促進に資する農用地等の集団化を実施し、担い手への農地の集積、経営規模拡大を図り、生産コストの削減、余暇の増進など魅力ある農業を確立することにより、地区内農業者の維持および農業の発展・安定化が図られる。
合 計						14,875	8,181		8,181	

【記入要領】

- 必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
- 創意工夫発揮事業である場合は、事業内容の欄に一体として行う事業メニュー名及び一体的に行う必要性について併せて記載すること。
- 事業メニューには、実施要領の別表の事業メニュー名を記入すること。
- 地区名には、事業の実施地区名を記入すること。
- 事業内容は、整備しようとする具体的な施設の内容を記載すること。
- 事業規模は、施設毎の棟数と床面積、農道や森林管理道等の場合は地区名と延長など、それぞれの事業内容に応じた事業規模を記載すること。
- 実施期間は、原則として3年以内とすること。
- 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性は、これら目標を達成する上で、各々の事業の実施が必要な理由を記載すること。

【添付資料】

(別添)融資主体型支援助成対象者調書

Ⅲ 他の施策との連携に関する事項 (該当なし)

(交付対象事業別概要)

連携する施策名	事業メニュー名	地区名	連携する施策と交付対象事業の関連性等

- 【記入要領】
- ①交付対象となる事業のうち、実施要綱第11条に掲げる施策と連携して実施する事業にあつては、連携施策名、連携施策の内容及び交付対象事業との関連性について記載すること。
 - ②連携する施策名には、実施要綱第11条に掲げる施策名を記載すること。
 - ③事業メニューには、実施要領の別表1の事業メニュー名を記載すること。
 - ④地区名には、事業の実施地区名を記入すること。
 - ⑤必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。

計画主体名	ほっかいどうたいきちょう 北海道大樹町		
計画期間	H25 ~ H27	総事業費(交付金)	14,875千円(8,181千円)
実施期間	H25 ~ H27		

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか		農地等の集団化により地区内農業者数を維持することにより、農家の定住を促進することができる
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか		町総合計画において、農用地集団化事業の実施について掲げている
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか		地域地権者の意向調査を踏まえた事業実施である
活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか		意向調査において、家族経営・法人構成員内で協議いただいている
事業の推進体制は確立されているか		地区農業者および農業委員からなる、交換分合事業推進委員会を設立しているほか、関係機関で構成される大樹町ゆとり農業推進会議において、助言や支などを行う
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか		担い手への農地の集積、経営規模拡大が図られ、地域内農業者の維持につながることから、整合性は確保される
計画期間・実施期間は適切か		計画・実施期間ともにH25からH27の3カ年となっており、事業規模的にも適切と思われる
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か		事業費14,875千円×55% = 8,181千円 交付限度額の範囲内である

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか		後継者がいない、高齢化などの理由で離農となった農用地を集積するもので、本地区は新たに着手するものである
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	-	
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	-	
事業による効果の発現は確実に見込まれるか	-	
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)		農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領第2の3による実施する
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか		農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領第2の3の表により1.0とみなす
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか		農用地等集団化事業(土地改良法に基づく)地区面積500ha。事業実施主体は農業委員会である
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか		地区内全域を対象として行うもので、特定の個人を対象とするものではない
施設等の利活用の見通し等は適正か	-	
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	-	
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	

施設の利用や運営等にあたって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	-	
事業費積算等は適正か	-	
過大な積算としていないか		他地域で実施した実例を基に、人件費・物件費の精査を行い、最証言の必要経費の算出に努めた
建設・整備コストの低減に努めているか	-	
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	-	
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	-	
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用(平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知)に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	-	
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か	-	
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記の第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	-	
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	-	
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。	-	
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	-	
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	-	
1年を通して運営される施設であるか	-	
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	-	

事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか		新年度予算編成時に理事者・財政担当と協議済みであり、H25年9月に補正予算案を議会に上程予定
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か		大樹町契約規則により、適正な入札方式をとっている
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか	-	
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	-	
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	-	
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）	-	

注）項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。